

2026年7月7日

金融庁監督局銀行第二課、  
総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示」の  
一部改正（案）に対する意見

令和8年6月8日（月）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙  
のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申  
しあげます。

以 上

#	資料名	該当箇所	意見およびその理由等
1	別紙5（銀行1柱告示） および別紙7（銀行持株1柱告示）	第76条第4項第1号 （銀行1柱告示） 第54条第4項第1号 （銀行持株1柱告示）	「政府出資その他の財政上の措置」とは、国から政府関係機関等への出資を想定しているという理解でよい。また、それ以外で「政府出資その他の財政上の措置」に該当するケースがあればお示しいただきたい。
2	別紙5（銀行1柱告示） および別紙7（銀行持株1柱告示）	第76条第4項第2号 （銀行1柱告示） 第54条第4項第2号 （銀行持株1柱告示）	投資専門子会社等の既存の枠組みでは対応が困難な重要インフラ領域（データセンター等のDX関連・電力関連等、わが国の再成長に不可欠な基盤産業・企業）への支援、資金の呼び込みを実現するうえで、投資対象について、「ベンチャービジネス会社」、「事業再生会社または事業承継会社」、「地域活性化事業会社」のみならず、銀行業高度化等会社（特に他業銀行業高度化等会社）を含めることを検討いただきたい。